

住所 熊本市北区明德町707番地1

名称 社会福祉法人 明徳会

熊本市長職務代理者

熊本市副市長 多野 春光



平成23年4月1日付けで指定した事業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第2号及び第3項の規定により、下記の通り指定の一部の効力を停止する。

記

1 指定の一部の効力停止対象施設の名称等

施設の名称及び所在地	チャレンジめいとくの里 熊本市北区明德町707番地1
設置者の名称、所在地及び代表者の氏名	社会福祉法人 明徳会 熊本市北区明德町707番地1 権嶋 潤一郎
事業所番号	4310101169
サービスの種類	施設入所支援、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型

2 指定の一部の効力停止対象事業者の名称等

事業所の名称及び所在地	チャレンジめいとくの里 熊本市北区明德町707番地1
事業者の名称、所在地及び代表者の氏名	社会福祉法人 明徳会 熊本市北区明德町707番地1 権嶋 潤一郎
事業所番号	4310101169
サービスの種類	短期入所

3 指定の一部効力停止期間及びその内容

平成29年5月1日から平成29年5月31日までの1ヶ月間、新規利用者の受入れを停止する。

4 指定の一部効力停止の理由

平成28年10月24日（月）の昼食時に、施設内ホールのソファにて、送迎支援員（男性）は、施設の利用者Aに対し、ズボンの上から股間を触る行為を行った。

また、当該送迎支援員は、平成28年8月～10月頃の間、施設車両で利用者Aを送る際にも、2～3回程度、同様の行為を行っていた。

さらに、当該送迎支援員は、同時期の10月頃に、利用者Bに対しても、施設内ホールにて、ズボンの中に一緒に手を入れる行為を行った。

かかる行為は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第7項第2号の性的虐待にあたるとともに、数回に渡る行為を看過していた事業者の責任は重く、障害者等の人格を尊重するとともに、忠実に職務を遂行しなければならないことを規定した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第42条第3項に違反する。

〔根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第2号及び第3項〕

教 示

- 1) この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熊本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
- 2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)

チャレンジめいとくの里の指定の一部効力停止についてご報告とお詫び

一部報道にもありますように、当法人の運営するチャレンジめいとくの里にて職員による虐待事件が発生致しました。被害に遭われましたご本人並びにご家族の皆様には、心からお詫び申し上げます。また、当施設のご利用者の皆様並びにご家族の皆様、各方面の関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけ致しましたことに衷心より陳謝いたします。

今回起きたことは絶対に許されない行為であり、熊本市障害者虐待防止センターへ通報し事実確認を行ってまいりました。開設からこれまで、権利擁護や虐待防止につきましては、福祉に係わる上で基本であり、特に力を入れて研修や職員指導を行ってききましたが、このような事件が起こり大変残念であり、困惑しているところです。

今後このようなことが二度と起こらないよう、法人あげて再発防止に全力で取り組んでまいります。

また、被害に遭われましたご本人並びにご家族の不利益になることが無いように、プライバシーの配慮に努めてまいりたいと考えております。

この度は誠に申し訳ございませんでした。

平成29年5月2日

社会福祉法人 明德会
理事長 樺嶋潤一郎

チャレンジめいとくの里
施設長 平川 貞俊